3　特別清算手続の期間

⑴　特別清算が行われる期間は、特別清算会社の保有する資産の処分終了後３か月が経過したときまでとする。なお、特別清算会社は、本協定の認可決定が確定した日から４か月程度を目途としてその保有する資産を処分するものとする。

⑵　特別清算会社は、清算期間内に協定を実行し、可及的速やかに清算結了の手続を行い、すべての清算業務を完了する。

⑶　客観的で相当な事由がある場合において清算期間を変更する必要があると清算会社が判断する場合は、協定債権者の意見を聴取した上で裁判所の許可を得て、その限度において清算期間を変更することができる。

4　再生計画案との整合性

本協定に定めのない事項については、公益財団法人福島県産業振興センター（福島県産業復興相談センター事業）関与の下作成され、各債権者の同意を得て成立した特別清算会社及び会津中央鉱産株式会社（以下「会津中央鉱産」という。）に関する平成25年８月１日（同日付一部修正）事業再生計画案及び平成25年８月７日付事業再生計画案（追補版）（以下あわせて「再生計画案」という。）に基づくものとする。

第２　担保権付債権

1　定義

本協定における担保権付債権とは、特別清算会社所有の不動産その他の資産について担保権（会社法522条２項所定の担保権に限る。以下、同様。）を設定している債権で、平成26年10月20日（特別清算手続開始決定日）までに対抗要件を備えているもののうち、その担保権で担保された範囲のものをいう。

2　担保権付債権の弁済

⑴　担保権の対象となっている資産は、これを速やかに換価処分し、換価代金から当該換価手続にかかる税金・名義変更手続費用・土地合筆分筆費用・仲介手数料等の諸費用を差し引いた上で、担保権の優先順位に従い、優先弁済を受けうる金額の範囲内で、各担保権付債権の弁済に充てる。

⑵　担保権付債権の弁済は、元本、利息、遅延損害金の順に充当するものとする。

3　弁済及び免除

担保権の対象となる資産の換価により現に弁済にあてられた金額をもってその担保権で担保された範囲とし、これを超える残額について、一般債権の例によって弁済及び免除を行う。ただし、弁済方法につき再生計画案に特別の定めがある場合には、当該定めに従って弁済を行う。

第３　一般債権

1　定義

本協定による一般債権とは、本件債権のうち、担保権付債権、共益的債権又は優先債権に該当しない債権をいう。

2　弁済及び免除

⑴　特別清算会社は、その資産の処分が終了した後遅滞なく、以下の方法にて弁済を行う。ただし、本件債権額一覧番号１の債権者の債権のうち520,388,177円及びこれに対する遅延損害金（以下「本件弁済対象外債権１」という。）並びに本件債権額一覧番号４及び５の債権者の全債権（以下「本件弁済対象外債権２」という。）については、下記第５のとおり、弁済対象外とする。

①　再生計画案の趣旨に従い、本件債権額一覧番号６の債権者の有する債権については全額弁済対象とする。なお、利息及び遅延損害金については、特別清算開始決定日時点での金額にて債権額を算定する。

②　平成26年３月25日に行われた内入れ弁済額（以下「本件内入れ弁済額」という。）を全て持ち戻した上、弁済の基準となる各一般債権者の債権額及び全ての一般債権者の債権の合計額（債権額合計額）を算定する（ただし、本件弁済対象外債権１、本件弁済対象外債権２及び本件債権額一覧番号６の債権者の債権は算定から除外する。）。なお、利息及び遅延損害金については、特別清算開始決定日時点での金額にて債権額を算定する。また、特別清算手続外で既に弁済を受けた債権については債権額の算定から控除する。

③　弁済原資総額（本件内入れ弁済額を含む。なお、上記①により本件債権額一覧番号６の債権者への弁済に充当される弁済額相当額については弁済原資総額の算定より控除する。）を、②により算定された債権額合計額で除する方法により、弁済率を算定する。

④　②により算定された各一般債権者の債権額に③により算定された弁済率を乗じた金額及び①により算定された金額の合計額をもって各債権者に対する弁済総額とし、同額から本件内入れ弁済額を控除した残額をもって、具体的弁済額を決定する。

⑤　特別清算会社は、④により算定された具体的弁済額を支払う。

⑵　一般債権者は、上記⑴による弁済が完了したときに、残余の一般債権を免除する。

第４　共益的及び優先債権

協定債権者の共同利益のためにする裁判上の諸費用、清算業務遂行に要する諸費用及び特別清算の手続のために特別清算会社に対して生じた債権などの共益的債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権並びに裁判所から支払の許可を受けた債権は、随時弁済することができる。

第５　その他

1　本件弁済対象外債権１について

本件債権額一覧番号１の債権者が特別清算会社に対して有する債権のうち本件弁済対象外債権１は、会津中央鉱産が重畳的債務引受を行っている債権であるところ、当該債権については、会津中央鉱産の特別清算手続において別途弁済及び免除が行われることから、本特別清算手続において弁済対象外とする。

ただし、本件債権額一覧番号１の債権者は、上記第３の２⑵のとおり、上記第３の２⑴による弁済が完了したときに、本件弁済対象外債権１相当額についても免除する。

2　本件弁済対象外債権２について

本件弁済対象外債権２は、再生計画案に基づき、本件債権額一覧番号４及び５の債権者が経営者責任の一環として所有不動産の売却を行って特別清算会社の債務を代位弁済した結果取得した債権であり、当該経緯からして弁済対象とすべきではないことから、本特別清算手続において弁済対象外とする。

ただし、本件債権額一覧番号４及び５の債権者は、上記第３の２⑵のとおり、上記第３の２⑴による弁済が完了したときに、各自が有する債権を免除する。

本件債権額一覧

福島県河沼郡会津坂下町字舘ノ下355
株式会社東邦銀行坂下支店
債権額986,857,262円（うち元金865,880,938円、遅延損害金120,976,324円）

福島県河沼郡会津坂下町字市中三番甲3669番地
会津信用金庫坂下支店
債権額79,533,096円（うち元金67,314,350円、遅延損害金12,218,746円）

福島市三河南町１―20コラッセ福島11階
福島県信用保証協会
債権額68,223,893円（うち元金59,894,583円、遅延損害金8,329,310円）

福島県河沼郡会津坂下町沢ノ目1672
土田　利子
債権額元金32,975,828円

福島県喜多方市山都町三津合字下の台5850―39
福島　　伸
債権額元金13,100,000円

福島県郡山市清水台１―４―７住友生命郡山清水台ビル
オリックス株式会社
債権額492,609円（うち元金488,700円、遅延損害金3,909円）

福島地方裁判所会津若松支部

再生手続開始

平成２７年（再）第１号

茨城県水戸市谷田町840番地、商業登記簿上の本店所在地茨城県高萩市大字高萩42番地
再生債務者　有限会社ホテル湯島御苑

1　決定年月日時　平成27年２月27日午後５時

2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成27年４月10日まで

4　再生債権の一般調査期間　平成27年５月15日から平成27年５月22日まで

水戸地方裁判所民事部